

第46回 基本計画部会議事録

- 1 日時 平成25年12月13日（金）14:43～15:49
- 2 場所 中央合同庁舎4号館12階 共用1208会議室
- 3 出席者

【委員】

樋口部会長、川崎委員、北村委員、黒澤委員、西郷委員、白波瀬委員、中村委員、野呂委員、廣松委員、椿臨時委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国又は地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、内閣府男女共同参画局調査課長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室専門官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省大臣官房審議官、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

井内内閣府大臣官房審議官、村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、平山総務省政策統括官（統計基準担当）、横山総務省政策統括官付統計企画管理官、澤村総務省政策統括官付企画官

4 議事

(1) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更について

① 「第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針」並びに「第4 基本計画の推進」について

② 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更に関する意見募集の結果について

(2) その他

5 議事録

○樋口部会長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第46回基本計画部会を開催いたします。

本日は、津谷委員、中山委員、深尾委員、前田委員が御欠席です。

10月30日に統計委員会に諮問されました「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」を審議してまいります。

議事に入る前に、本日用意されている資料について、説明をお願いします。

○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長 本日御用意しております資料は、2つありま

す。

資料1「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更について。こちらは議事1の(1)に対応するものです。

資料2「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更に関する意見募集の結果について。こちらは議事1の(2)に対応するものです。

そのほかに参考資料1、2、3、4と添えられております。

私からは以上です。

○樋口部会長 それでは、基本計画の諮問案の「第2 公的統計の整備に関する事項」及び「第3 公的統計の整備に必要な事項」の審議については、各ワーキンググループにお任せしたところですが、横断的な事項であります「第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針」及び「第4 基本計画の推進」については、本部会で審議することとなっておりますので、この点について審議を進めてまいりたいと思います。

まず最初に「第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針」について審議を行います。

初めに、この案につきまして、事務局から説明をお願いします。

○澤村総務省政策統括官付企画官 それでは、資料1に基づきまして、第1の部分、第4の部分について説明いたします。

第1と第4の説明に入ります前に、もう一度全体の構成を思い出していただくという意味から、横長の表にまとめております。

今回の諮問案につきましては、既に御承知のとおり、本委員会でお示しいたきました「基本的な考え方」を尊重した上で、現在の計画のスタイル、本文及び別表形式を踏まえまして、可能な限り取組内容の具体化、明確化を図ったところです。

その構成につきましては、第1、第2、第3、第4という4つの構成になっておりまして、このうち第1、第2及び第3の部分については、統計法第4条第2項の規定に基づく事項で、第4の部分につきましては、それに加えて定められている部分です。

この全体の章立て、項目構成は、現在の計画、また施行状況審議結果を踏襲したものです。ただし、後ほど御議論いただきます第4につきましては、現行計画に記載している事項に加えまして、新たに各種法定計画等との関係を追加してあります。

それでは、おめくりいただきまして、まず、第1の部分です。縦長のものです。

既に御承知のとおり、第1の部分は、計画全体の基本的な視点、また取組の横断的な方針をまとめたものでして、言わばこの計画のサマリーにも当たる部分です。

このうち、ここでも力所か下線を引いた部分があります。例えば第1パラグラフの下から2行目「これらの視点に基づき」から「基本的な方針としている」というところまで下線が引いてありますが、この部分が10月にお示しいたきました基本的な考え方から加えている部分と御理解ください。

つまり、この下線を引いた部分を力所かこれから説明しますが、この箇所以外は、原

則、基本的な考え方をそのまま踏襲している部分です。

まず、ただいま申しました最初のパラグラフの下の部分ですが、これは、従来は「視点と位置づける」という形になっておりましたが、これに加えて「これらの視点に基づき各種の施策を展開することを基本的な方針としている」ということを明確にするために加えたもので、意味を変えるものではありません。

同じページの「1 統合相互の整合性の確保・向上」という部分ですが、これも「また」の部分に「統計相互の」を新たに加えております。これはその上にあります「統計相互の整合性の確保・向上」と並びを合わせるといふ部分と、何の比較可能性の向上を図るかということが分かりにくいということで、「統計相互の」という言葉を新たに加えております。

3 ページです。

「2 国際比較可能性の確保・向上」ですが、ここの下線部分「平成20年（2008年）から21年（2009年）にかけて国際連合統計委員会において採択された」という文言を入れています。これは第1ワーキンググループでも一部議論されたところですが、「国際基準である2008SNA」というものの位置づけをより明確にしようということで、「国際連合統計委員会において採択された」という文言を加えたものです。

「3 経済・社会の環境変化への的確な対応」のところで、「また」の第2パラグラフの3行目の後ろの方から4行目の頭にかけて「男女別等統計」という文言に変更しております。これは男女共同参画基本計画の閣議決定に合わせ、私どもの計画も閣議決定になりますので、同じ閣議決定で文言の相違があってはおかしいということで、男女の方の閣議決定の文言に合わせております。

4つ目は「4 正確かつ効率的な統計作成の推進」です。これにつきましては、「また」の部分で「統計作成の正確性及び効率性を向上させるとともに、統計調査に係る」という部分を新たに付け加えております。これも基本的な考え方の御趣旨を踏まえつつ、原文では「重複是正、縮減」といったもののみが事業所母集団データベースの利用目的とも捉えられかねないということで、今回、正確性及び効率性を向上させるという形で、この事業所母集団データベースの位置づけを明確化、また詳細に記述しているものです。

第1の部分の変更点は以上です。

続きまして、おめくりいただきまして、また横長の表になって恐縮ですが、この部分が第4の部分です。この部分につきましては、冒頭、御説明申し上げましたように、大きく変えているのは、表の上のタイトルにありますように「第4 基本計画の推進」の「1 施策の効果的かつ効率的な実施」という部分が基本的考え方で示された部分です。

それに加えて、6ページになりますが、「2 各種法定計画等との整合性の確保及び的確な情報提供の推進」という部分は、全面的に新たに加えた部分です。

なぜ新たに加えたかですが、ここの部分につきましては、他の同様の閣議決定の計画等を見ますと、「このため」以下にありますように「各種法定計画等における統計の整備及び

当該分野における各種施策との整合性に留意するなど、政策の信頼性及び客観性の確保に資するよう取組を推進する」と書いておりますが、こういった内容と同じような趣旨の記述が他の閣議決定でも盛り込まれております。といいますのが、それぞれ個別の施策ごとではなくて、横断的な調整、連携が必要だということから来ているものです。

それを詳しく説明しているのが7ページのポンチ絵です。

私どもの統計に関する基本計画が、各種法定計画等としていわゆる骨太の方針であるとか、第1の部分にも書いてあります男女共同参画基本計画であるとか、環境、観光の基本計画といったものとお互いに整合性を持って施策を推進することが重要と考えております。

ちなみに、ここに「等」とありますが、必ずしも法定計画、閣議決定だけではなくて、それに準ずるようなものも加えております。

また、それぞれの計画の年を見ていただくと、平成22年あたりに計画ができているものにつきましては、多分5年ごとの計画が多くなっておりますので、私どもの計画の計画期間中である平成26年～30年の間に改定が行われるだろう。そういった改定とも整合性をとりながら、この統計の基本計画の推進を図っていこうという趣旨で新たに加えたものです。

それに加えて、6ページの下の方に「また、公的統計の整備に当たっては」という部分があります。公的統計に対する国民の意見やニーズの把握及びその反映を推進するという部分がありますが、これは現行の計画にもある部分になっておりまして、これを新たに法定計画等との整合性の確保に加えて、2としているものです。

最後になりますが、資料の8ページを御覧いただければと思います。この部分につきましては、第3ワーキンググループでの審議で御提案があったもので、正式には17日の各ワーキンググループからの報告において御説明があらうかと思いますが、本日の審議の参考にしていただくために、この部分を提出しております。

御趣旨としては「3 経済・社会の環境変化への的確な対応」の部分は、最初のパラグラフ、「また」以下の2番目のパラグラフも、いわゆる骨太の方針を引いているところですが、8ページの下「参考」にもありますように、この骨太の方針には「4. 実効性あるPDCAの実行」、いわゆるPlan・Do・Check・Actionというものですが、これの実行という項目が骨太の方針にあります。その中に、一番下に下線を引いた部分ですが、「こうした評価に必要な統計整備を各政策実施府省において進める」と、統計の整備という文言が出ております。

一方で、統計の整備というだけではいろいろな統計がPDCAのためにできる、かえってそれによって報告者の負担や調査環境の悪化など悪影響を及ぼすのではないかということから、ここで第3ワーキンググループの御提案としては、この部分に更に「骨太方針における実効性あるPDCAの実行に資するため、既存統計の利活用を含め統計の作成及び提供を一層推進する」という形で、骨太の方針とも整合性をとりつつ、また、既存統計の利活用ということも明確にしながら盛り込んではどうかという提案です。

第3ワーキンググループの廣松座長、もし何か補足することがあれば、お願いいたします

す。

○廣松委員 中座をしなければいけませんので、最初に発言したいと思います。

今、事務局から説明があったとおりでございまして、第3ワーキンググループで議論をしているときに、やはり骨太方針の中で「統計の整備」という言葉が出てきているものですから、それに対応するような形で、この基本計画の中でも我々の方針というか、姿勢を示すべきであろうという意見があり、第1の中の「経済・社会の環境変化への的確な対応」に追加するというのを、提案申し上げたい。

○樋口部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明がありましたように、「第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針」については、平成24年度統計法施行状況に関する審議結果において、基本的な考え方が示され、それに基づいて、字句的には修正が行われておりますが、基本的な内容については変わっていないと考えております。

今、第3ワーキンググループから、経済財政運営と改革の基本方針に基づく政策評価ができるようにといった要望も記載されておりますので、それに基づいて参考2が提示されたと考えておりますが、何かこれらにつきまして御意見がありましたら、お願いいたします。

川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 資料1の関係で、最後のページに限らず、他のところでもよろしいでしょうか。

○樋口部会長 はい。

○川崎委員 これで申しますと、5ページ目のところです。「第4 基本計画の推進」について、少し表現上分からないところがありました。ここはもう少し表現が考えられないかということで、具体的な提案まではできないのですが、申し上げたいと思います。

下から3行目のところに「統計上の課題（欠測値補完、非対称分布推計の見直し等）」がございまして。課題や欠測値の補完までは理解できるのですが、「非対称分布推計の見直し等」というのは、一見すると専門用語的でありながらも、どうもこれだけではあまり意味をなさないのではないかという気がします。といいますのは、大体の経済統計は分布がそれほど対称になっていないものは多くありますので、この推計を見直すというのは、何をどうしたいのかということが理解できません。

この基本計画は、専門家だけの基本計画というよりも、一般の方が読んでも分かるようにした方がよろしいかと思っておりますので、もう少し何か言葉を補って、分かりやすく書けたらいいのではないかと思いました。

第3ワーキンググループのところで議論し切れなかった話題ですので、ここで申し上げます。

○樋口部会長 これはレビューのときにも議論になったところでして、どういう表現をとるのが適切であるか議論し、一応こういう形で落ち着いたところです。しかし、再度また

検討するよというここと、もしいい案があつたら、教えていただきたいと思ひます。

○澤村総務省政策統括官付企画官 記憶が曖昧で申し訳ないのですが、多分、椿臨時委員からの御提案があつた文言を採用させていただいたと思ひます。

ただ、確かに今、川崎委員から御指摘がありましたよように、一般の国民の方から見て分かりやすいかというここと、必ずしもそういうここと言えないのかなと思ひます。

例えば、分かりやすいという意味で、適当かどうかは別にしまして、季節調整というよよく新聞にも出てくる言葉を使うここともあるかもしれませぬし、逆に狭めるという意味もあつて、ここまで書かないというここともあるかもしれませぬ。もし委員の方の御意見があれば、事務局の方でも考えてみたいと思ひますが、いかがでしようか。

○椿臨時委員 申し訳ありません。専門的、かつ、それを簡略にしたために分かりにくいという御批判を受けたここと、そのとおりだと思ひます。

基本的には、非対称な分布における集計の問題とか、推計の問題というここと、その母平均の推計の問題と補えば、もう少し正確ではあるかと思ひます。川崎委員がおっしゃられたよように、それを一般の方に分かりやすくするよ表現につきましては、おっしゃるとおりだと思ひます。ゆがみのある集団の集計には、非常に問題があるよこことをどのように伝えるかに関しては、もし時間が許すならば、少し調整をさせていただければと思ひますが、いかがでしようか。

○樋口部会長 それでよろしいですか。

では、御苦勞をおかけしますが、よろしく御検討いただければと思ひます。

第1の方で、ページでいいますと2ページから4ページに係る部分ですが、これについて何かありましたら、御指摘いただいた方がよろしいかと思ひます。

では、私から幾つか検討をお願いしたいと思ひますが、2ページの「1 統計相互の整合性の確保・向上」の第2パラグラフに「また、雇用・労働関連の用語や定義等を整理するなど、統計相互の比較可能性の向上を図る」とあります。これは確かに、雇用・労働関連の用語や定義等を整理するなどというこことよろしいかと思ひますが、本日の統計委員会でも先ほど「生産」とか用語が調査によつて違ふよこことがありました。あくまでも雇用・労働関連の用語や定義というのは、その代表例だというここと、「等」を入れさせてもらったのでしたか。元々入つていましたか。2ページの「等」です。

○澤村総務省政策統括官付企画官 元々あります。

○樋口部会長 そうでしたか。

「等」「等」というのもおかしいので、「雇用・労働関連等の要望や定義を整理するなど」と、「等」を前の方に移す。雇用・労働関連だけではなく、ほかのところでも類似した問題があると思ひますので、これを検討いただけたらと思ひます。

もう一つは「2 国際比較可能性の確保・向上」のところ、ここに指摘されているのは、そのとおりですが、そのほかに今、国際比較可能性の確保・向上のために、今度の基

本計画の中で幾つか検討しなければならない項目があると思っていて、それを具体的に書いたらどうでしょうかという提案です。

例えば、ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しは、第2ワーキンググループで既に検討し、そしてILOの変更に伴って、この日本の統計をどうするかという議論をすることになってきたかと思しますので、それを例示として引いていただくということもよろしいのではないかと思います。あるいは他でもあるかもしれませんので、委員の方からそういったものがあれば、この具体的な例示を出していただくとうよろしいと思います。

3つ目は「3 経済・社会の環境変化への的確な対応」というところで、ここに書いてあることはごもっともですが、消費税の問題をどう物価とかに反映させていくかということについて、まさに経済・社会の環境変化への的確な対応というところで必要かと思します。もう来年の4月1日から消費税が8%に引き上げられることは決定しておりますし、その後、再来年の10月から10%へと。これについては、まだ決定ではありませんが、一応国会での審議においても予定されている。

こういったものに対して、どういうふうに統計で対応していくのか。もう既にこれは消費税の導入時、あるいは3から5%への引き上げ時にもあった訳ですが、今回やはりいろいろな物価の議論、デフレの議論もありますので、何らかの対応をしていく必要があるのかということをお議論いただけたらと思います。

また、これも新聞報道ですので、私は承知していませんが、軽減税率について議論が行われていると思いますので、統計的にも、そのところについて目配りしておく必要があるのではないかと思いますので、その旨を書いてはどうかと思っておりますが、これについては御意見があればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

SNAの方での対応は、もう決まっていると聞いています。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 この2、3日、軽減税率の問題が非常に議論になっているところであります、要するに複数税率を入れますと、今のSNAあるいは産業連関表の課題である基本価格の表示が極めて複雑になりますので、そういうことを前提に統計委員会で議論するのかどうか分かりませんが、それは非常に重要な環境変化であるということは言えると思います。

○樋口部会長 ほかにどうでしょうか。

川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 この問題が大事なことは確かなのですが、もう一つ、どの統計で影響があるのかということをお少し特定しないと、消費税の取扱いを統計で全て考えましようといっても、なかなか扱いは難しいかと思します。

今、中村委員がおっしゃったように、例えば産業連関の中でどう扱うかというのは、おっしゃるとおり大変難しい訳ですので、ある程度、消費税の影響をこういった統計の中で留意する必要があるかということだったら分かるかと思します。しかし、もともと過去に

も消費税率の導入あるいは引上げということがあった訳ですので、その中では既存の統計で、例えば物価動向とかは確実に把握できている訳なので、要するに大事なことは、分析的にどうするかということなのだと思うので、そこをうまく表現できたらいいのかなと私は思います。

○樋口部会長 第1ワーキンググループでSNAに対する議論というのは、軽減税率は別として出てきて、今度の基本計画の中にもそれが記述されていると私も承知しています。

ほかの物価関連のものについて、どのような対応をしたらいいのかといったときに、そこをまずはそれぞれのワーキンググループで議論しておく必要はあるのかなど。特に今回の場合、続けて連続的に起こっていく可能性があって、これがまさに景気への影響がどうかとか、あるいは果たして転嫁されているのか、されていないのかというような、大きな政策的な議論になっているところがあるかと思えます。

であるとすれば、川崎委員がおっしゃるように、分析において、研究の結果としてはこうですということが重要なインフォメーションだろうと思いますが、果たしてそれを出す場合に、統計的に対応が何らかあった方がいいのかどうかということについて、議論をしておいた方がよろしいかと思えます。

この経済・社会の環境変化というところで、消費税の話が全く出てこないというのもどうかと思えますので、いろいろな統計にこれは影響が及ぶことかと思えます。

どうぞ。

○曾田総務省統計局統計調査部長 消費者物価等につきましては、消費税は入るということで、従来から仕切りがされておりまして、それが8%になろうが、10%になろうが、そこはもう決まったスキームができていたということが事実としてあることは、報告だけはいしたいと思います。

○樋口部会長 それは、正確には転嫁された部分が入るということですね。

今、業界での議論を聞いても、内税にするのか、外税にするのか、それぞれまちまちな対応になってきているようで、かなり物価の問題がそういったものに影響されるのかと思うところなので。

どうぞ。

○澤村総務省政策統括官付企画官 ただいまの部会長の御提案の中のお話にありました第1ワーキンググループでの議論について、補足があれば、中村委員に補足していただければと思うのですが、正式には17日の各ワーキンググループの報告の中で深尾委員から御報告があると思いますが、現在のところ、第1ワーキンググループの方で文言を追加しようとしている内容としましては、「消費税率の引上げを始めとする経済環境の変化に適切に対応していく」と。正確には「していくことに加え」ということで、原文に挿入するという形になっております。

先ほど「2 国際比較可能性の確保・向上」のところの御提案で、ILOとか、他の第2以下に引用されている部分との整合性をとる観点で例示をというお話もありました。それを

勘案すれば、「3 経済・社会の環境変化への的確な対応」につきましても、どういう形で入れるかはともかく、消費税率の引上げを始めとする経済環境の変化に適切に対応することを盛り込んでおけば、第2以下のところとも整合性がとれると思います。

それから、川崎委員から具体的にというお話がありましたけれども、必ずしもこの第1のところ、第2のところのSNAでそういう言葉を使っておりますので、そこと整合性をとることによって、その関係は明らかになるのではないかと考えます。

○樋口部会長 どうでしょうか。

消費者物価の方は対応しているという御説明でしたし、多分そうだと思います。

どうぞ。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 消費者物価のことについてお話があったので、一応日本銀行からも、企業物価指数と企業向けサービス価格指数の対応状況について、簡単に説明いたします。

私どもは、もともと物価指数は消費税を込みにしている基本分類の系列以外に、消費税を除いた指数もあわせて公表しておりますので、今回、5%から8%に上がる、今後10%になっていく、あるいは複数税率になっていくということがございまして、複数の物価統計を公表することで、幅広いニーズに対応できる体制を既に整えております。

以上です。

○樋口部会長 ありがとうございます。

そうであれば、対応しているということも含めて、「対応する」という表現がいいのかどうかは分かりませんが、このところで書いておいた方がよろしいのかなと思います、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口部会長 ありがとうございます。では、そのようにいたします。

ほかの点で何かありませんか。

よろしければ、もう既にこの第4の5ページ以降について御議論していただいておりますが、改めて「第4 基本計画の推進」という項目について、何かありましたらお願いします。

これについては、既に説明がありましたように、「基本的な考え方」から構成等で一部変更がされておりますので、それもあわせて御意見をいただけたらと思います。

よろしければ、パブリックコメントについて御説明いただいて、またそれも反映した形で御議論をいただければと思います。

○澤村総務省政策統括官付企画官 それでは、お手元にお配りしております資料2を御覧ください。

資料2につきましては、ただいま御紹介がありましたように、この基本計画の諮問案に関しまして、統計法第4条第5項の規定を踏まえまして、国民の意見を反映させるために必要な措置として、総務省において10月31日～11月29日までの30日間を対象に、広く国民

の方から意見募集を行いました。

今回は、諮問案の審議に反映していただき、答申と閣議決定の内容が可能な限り一致したものになるようにという部会長からの御指示もございましたので、本部会にも報告させていただき、もし必要な部分がありましたら、審議の中で取り入れていただけたらと思います。

まず、パブリックコメントの結果の概要ですが、19の団体または個人の方から、延べ80件の意見がございました。項目別に見ますと、ここにありますように、全体についての御意見が7件、以下、第1、第2、第3と区分して見ますと、第1のところでは20件、第2のところでも20件、第3のところでは33件となっております。

多様な御意見をいただいたところではありますが、全体としては、ジェンダー統計に関する意見が24件で、全体の約3割を占めていることが特徴となっております。

では、おめくりいただきまして、具体的な中身について、かいつまんでの説明にはなりますが、少し紹介申し上げたいと思います。

ここでは、便宜上、1、2、3とナンバーを振っておりますが、先ほど全体について7件と申しましたが、ナンバーが振ってあるのは6件です。と申しますのが、6のところでは「等」ということで、省略している部分があります。実は、この御意見の中には、御意見はいただいたのですが、匿名である上に意図が必ずしも明確でないということで、ここに記載していないものや同一内容で複数の御意見があるものはまとめておりますので、この番号が振ってあるものの数と先ほどの件数は一致しないということに御留意ください。

それでは、項目別に見ていきたいと思っております。

ここでは、まず全体のところが1～6までありますが、ここを御覧になっていただくとお分かりになりますように、例えば2つ目にありますように、公的統計の必要性とか現状、課題等の項目を現行計画と同様に設けてほしいとか、4番目のように、現行計画と同様に、第2、第3の冒頭に、本文と別表の関係を記載してほしいという形で、その下のものもそうですが、少しスタイルを変えた部分が分かりにくいという御意見があります。これにつきましては、実は全体のここにありますような計画の根拠であるとか、必要性等、構成等につきましては、現在御審議いただいている諮問案が答申いただいた後、閣議決定する際には、当然その前に「はじめに」という部分で、全体の御説明をする部分をつけようと考えております。そういった御意見については「はじめに」というところで一括して書くことによって、対応できるのではないかと考えているところです。

また、6番にありますように、この中で「各歳別表章」「統計データの透明化」など、説明不足や唐突な用語の使用は避けてほしいという御指摘があります。これに対しましては、ワーキンググループの審議等でも実は既に御指摘いただいているところですが、注書きで入れた方がいいとか、もう少し説明した方がいいというような御指摘を受けているところでして、可能な限りそういった対応はしたいと考えています。

ただ、ここで少し悩ましいのは、各歳別表章というのはそんなに注書きが要るような文

言かどうかというところはありません。このままでも分かるような気もしますし、もしかしたら、先ほどの川崎委員の御指摘ではありませんが、一般の方からは分かりにくいという面もあるのかもしれませんが。

続きまして、第1のところに入ります。

第1につきましては、色々ありますが、先ほど申しましたように、ジェンダー統計に関する記述が多くあります。このページでいけば、9番と10番もジェンダー統計ですし、おめぐりいただきまして、11番、12番、13番、14番、15番、18番もジェンダー統計に関する御意見になっております。

ただ、このジェンダー統計の取組に関しましては、第2ワーキンググループの方でもいろいろ詳細に基本的考え方を取りまとめていただく際も含めまして、御議論いただきました。その結果、先ほど御審議いただきました第1の部分にもジェンダー統計、男女別等統計ということで盛り込まれたところですが、そもそも男女共同参画基本計画も閣議決定ですし、今後、この計画案の閣議決定が行われれば、こういったジェンダー統計の整備をそれぞれの府省が進めていただくことになろうかと考えております。

なお、このジェンダー統計のものの中でも、一部のものについては、ワーキンググループの審議の中でも取り上げていただいたところがありますが、例えば9番、10番、11番といったところは、第2ワーキンググループの審議でもお示しして、御意見を伺ったところ、特段、何か新たな変更が必要という御意見はありませんでした。

先ほど来、申しましたように、この男女別等統計、ジェンダー統計の整備については、第1の基本的な視点及び方針の部分にも十分盛り込んでおりますし、こういった御指摘の趣旨は包含されているところが多いと考えている次第です。

それから、ただいまのジェンダー統計以外で申しますと、次にありますのが、4ページのナンバー21と22も関連しますが、障害者の方の統計に関しまして整備を進めてほしいという御意見があります。実は、21番のところにも、22番にもありますが、障害者の関係の対応につきましても、基本的考え方を検討する際に、当時の第2ワーキンググループの方で委員の方から御意見がございまして、取り上げて検討したところです。

ただ、その時点で具体的な取組が必ずしも明確になっていなかった。第2ワーキンググループの当時の整理では、非常に重要な事項ではあるが、次の計画に盛り込むまで具体化されたようなものはないという形で当時整理なされていたと記録に残っております。

御意見を頂いてありがたかったのが、5ページの25番がサービス産業に係る統計の整備に関するものですが、非常に評価できるということも言っておきまして、ただ、これからは実効ある施策が講じられるようなことを期待するというので、私どももこの計画の推進を図っていくことが重要なのだと思いを新たにしているところです。

その次にありますのが、29番です。この文章だけでは分かりにくいと思うのですが、意見の御趣旨としましては、人口減少社会に対応した統計の整備、社会保障全般に対する統計の整備はそれぞれ理解できると。ただ、どちらかという、人口減少社会、例えば超高

齢化とかいうところがあって、その次に社会保障という形になるのではないかと。これは項目の（１）という社会保障の部分と、（２）の人口減少社会というところを全面的に入れかえてはどうかという御意見です。

それから、第２ワーキンググループでも議論されましたが、６ページの35番から、労働者の区分に関する問題です。

35番～37番は、労働者の区分の扱いの中で、請負労働者の取扱いをどうするかという御意見です。

７ページの40番では、不払い残業、いわゆるサービス残業と言われている部分の把握や手当の性別データを整備してほしい等の御意見があります。このうち、労働者の区分に関連する部分につきましては、第２ワーキンググループでも先般御議論がありまして、その中では、今後平成26年度以降、この計画に基づいて進める府省横断的な検討の中でこういった御意見の趣旨も踏まえながら検討していくことが確認されたところです。

続きまして、第３では、報告者の負担軽減から、国際協力まで、非常に幅広く意見が寄せられているところです。

まず、７ページ一番下の44番の個人番号の関係につきましては、「特定個人情報の保護に留意しながら」という文言を追加してはどうかという具体的な提案をいただいております。

実は、この辺につきましては、ワーキンググループの審議終了後に提出された御意見でしたので、必ずしも第３ワーキンググループでお示ししていないところです。ただ、第３ワーキンググループでは、そういった危惧も勘案し、一部文言の変更を議論していただいたところです。

この関係ですと、お戻りいただいて恐縮ですが、43番のように、逆に削除すべきというような反対の御意見もあります。

あちらこちら行って申し訳ないのですが、49番～52番は、地方統計機構、地方の現状に即した記載の充実や、調査活動における不正の防止、監視の強化に対する御意見等もいただいております。

それから、９ページの60番では、これは本委員会にも関係するところですが、利用者との意見交換会やアンケートでは十分ではなく、ジェンダー統計利用者との意見交換や定期的な恒常的な対話、連携をしてほしいという御意見もあります。

10ページの66番以降には、調査票情報の提供、利用に関する御意見があります。直近の匿名データの早期化を図ってほしいという66番の御意見、匿名データの作成に当たっての有用性の確保を図ってほしいという71番の御意見、更には67番～68番、72番のように、統計データ・アーカイブの整備が必要という御意見もあります。

また、70番には、プログラム送付型集計、分析のシステムに関しまして、具体的なシステムを作成すれば便利ではないかという御意見もいただいておりますが、このあたりは今後の計画の推進の中で参考にさせていただく御意見かと考えております。

また、最後の11ページの部分についても、統計の研修などに関しまして、もっと積極的にジェンダー統計を含む国際貢献等々をしてほしいという御意見があります。ただし、総務省統計研修所の研修の中でジェンダー統計のカリキュラムもあったように記憶しておりますし、SIAPと呼ばれる国連アジア太平洋統計研修所の研修の中でも、今年ジェンダー統計に関するワークショップを行うなど、ジェンダー統計もこの研修の中、更には国際貢献の中でも取り組んでいるところではないかと考えております。

以上がおおまかな説明になります。

何か御質問等がありましたら、可能な限り対応したいと思います。

○樋口部会長 ありがとうございます。

パブリックコメントにつきましては、ワーキンググループでそれまでに送付されてきているものについては御審議されたところもあります。また、その後、送付されているものもありますので、御審議いただけたらと思いますが、今日全て議論するのは難しいと思いますので、17日の次回部会においても、ここで出てきたようなことについて御意見を新たにまた受けたいと思いますが、今日の段階で何か御質問、御意見がございましたら、お願いしたいと思います。

パブリックコメントの中でジェンダー関係の指摘がかなり多く出されて、それについては、次期基本計画の中に盛り込むという形でかなり進めてきていると思いますが、現時点の第I期の基本計画の中で入っていたワーク・ライフ・バランスというのが、今回一つも出てこないという指摘もあったかと思います。

幾つかワーク・ライフ・バランスの趣旨というのは、文章として示されているのですが、その用語が出てこないというのはどういうことかという御指摘があったのですが、私もそうかなと思っているところがあります。今日は内閣府男女共同参画局が来ていますが、お願いします。

○内閣府男女共同参画局 統計委員会の方で10月に取りまとめられた統計法施行状況に関する審議結果を踏まえて、今の案文になっていると理解していますけれども、ワーク・ライフ・バランスを広い意味で捉えると、ジェンダー統計を整備していく中で、例えば男女が置かれている状況などを明らかにする一つの項目という見方もできると思います。個別の中に「ワーク・ライフ・バランス」という言葉が出てくるように、もし御検討いただけるのであれば、男女局としてはありがたいと考えておりますし、また、事務局の方とも御相談させていただければと考えております。

○澤村総務省政策統括官付企画官 事務局から少し補足的に説明いたします。

現在の計画におきましては、人口・社会系の項目の中に、少子高齢化の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備という項目と、もう一つ、暮らし方の変化に対応した統計の整備というものがありました。今回、その部分を統合、整理しまして、そういった従来の位置づけを含んだまま人口減少社会という項目に移した経緯があります。

確かにその中では、少子高齢化とか、暮らし方の変化みたいな言葉は出てくるのですが、

ワーク・ライフ・バランスというところが一つの観点として掲げられているかということ、先ほどの内閣府男女共同参画局の説明にもありましたように、広い意味では包含していると思うのですが、明記されていない。もし必要だという御議論がありましたら、そこは明記させていただくことも可能かと考えております。

○樋口部会長 内閣府でワーク・ライフ・バランスの担当をどこがするのかという議論をしたときに、これは男女の問題ではない。むしろ全ての人の問題であるということから、共生の方にそれが設置されたと思います。

その後、今のように男女局の方に移行されたということで、必ずしもワーク・ライフ・バランスというのは、男女の働き方の問題だけではなくて、男は男でまた働き方、過労死の問題であるとか、自己啓発の問題であるとかを抱えているということもありますし、あるいは高齢者のところでの議論もあったりするので、ジェンダーとワーク・ライフ・バランスは別物だと私は認識しています。可能であれば、この文言を入れてほしいと思います。

特に表題のところ、人口減少社会の進展に対応した統計の整備となっているのですが、そこに人口減少社会の進展やワーク・ライフ・バランスに対応した統計の整備という、第Ⅰ期のときは少子高齢化のところから出てきたので、それとの対応で言うと、そこになるのかなと思いますが、御検討いただけたらと思います。

○澤村総務省政策統括官付企画官 いずれにしても、次回、各ワーキンググループの報告がございます。先ほど第2の3の部分では、(1)と(2)を逆転させてはどうかという具体的な御意見もございました。そのあたりも含めまして、次回、ワーキンググループ報告も含めながら御検討いただければと考えている次第です。

○樋口部会長 これは細かいことを言うといろいろありそうで、少子高齢化と人口減少というのは別物ですね。

白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 そこに入っていくとどんどん深まると思うのですけれども、ワーク・ライフ・バランスのことでジェンダー統計との関係について、ひとつわからないと思っているのは、まず、少子高齢化とか、その結果としての人口減少なのですが、そういう背景的なことを的確に実態を押える役割としての統計。

ワークライフというのは、そういう意味では、どちらかという説明変数的な位置づけよりも、レスポンスバリエブルというか、若干次元が違うような感じがするので、そこを統計として整備する上に、どこに位置づけて入れるかというのは、私も女性だけのところに入れられるのは、ワーク・ライフ・バランス自体の 이슈がとて小くなるので余り好きではないのですけれども、その区別はどこかで議論してもらいたいと思います。

○樋口部会長 議論するのであれば、やはり第2ワーキンググループでということになると思います。

では、これはこの場で議論を始めてもと思いますので、次回までにどうするかというこ

とを相談させていただいて、修正案を提示すると。先ほどの入れかえの問題もありました。人口減少社会というのと、社会保障のところ。今、社会保障の方が先に来ている訳だけでも、そうではないのではないかということもあったりするので、それもあわせて案を検討しましょう。

ほかにどうでしょうか。

そうしましたら、パブリックコメントで本日初めて御覧になる項目も多いかと思しますので、じっくり見ていただいて、全部に対応する必要はないとは思いますが、これを参考にしながら、皆さんに少し考えていただいて、次回までに御提示いただければと思います。

次回、来週17日にもう一度、年内の部会がございます。そこでは、各座長から御報告をいただく予定としておりますので、本日御提示されましたパブリックコメントに関連しまして、何か御意見がありましたら、そのときでも結構ですし、あらかじめでも結構ですので、基本計画部会に御提示いただければと思います。

それでは、本日の部会はこれまでとさせていただきますと思います。

次回について、事務局からお願いします。

○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長 次回の基本計画部会は、来週17日火曜日でございます。16時からこの会議室で開催いたします。

今の議論で幾つか御紹介がありましたけれども、17日の基本計画部会では、各ワーキンググループからの審議結果の報告、パブリックコメントを基にした審議、答申の構成案についての審議といったことを予定しております。

私からは以上です。

○樋口部会長 それでは、本日はこれにて解散したいと思います。

どうもありがとうございました。